

牟田事務所 許認可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2022.12

【建設】 【運送】 【産廃】 【その他】

★建設業★ 2022年のダイジェスト

フルハーネスの原則化

1月2日から建設業で5m超の高所は『フルハーネス原則化』が始まりました。フルハーネス特別教育、役員の皆さまもお受け頂けましたか？



監理技術者等 現場兼務、専任技術者兼務もOK

令和2年10月1日から、監理技術者(3,500万円以上(建7,000万円))の工事について、監理技術者補佐を専任で置いた場合は、監理技術者は2つの工事まで兼務が可能となっています。これを4,000万円(建8,000万円)に引き上げ、監理技術者の配置が必要となる下請代金の総額も現行の4,000万円以上(建6,000万円以上)から4,500万円以上(建7,000万円以上)に引き上げることとなりました。令和5年1月1日施行

技術検定の受検要件も変更

将来的に建設業を担う優秀な若手技術者を確保するため、受験資格要件が緩和されました。1級の場合、高校(指定学科)卒業者は、2級合格後5年に実務経験が必要ですが、これを**3年に短縮**。この結果、高校(指定学科)卒業者も大学(指定学科)卒業者と同年齢で受検することが可能になります。1年間の周知期間を設けて令和6年4月1日施行

2023年 ついに電子申請がスタート

登記事項証明書などの証明書類が行政間連携により添付不要となるものの、愛知県知事許可では、まだ毎年の事業年度終了届に納税証明書の添付が必要です。ゆくゆくは全て連携され、県毎に異なる様式も必要書類も統一されるそうです。牟田事務所の許認可部門の中でも建設業の電子化がダントツで進んでいます！ 1月申請に向けワクワクしながら準備中です。

事業年度終了届は、期限内提出にご協力ください！

事業年度終了届は、決算終了後4か月以内の提出が義務付けられています。更新の手続きの際に5年分の終了届をまとめて提出すると勧告書が届くこともあります(+_+)
行政処分の対象ではありませんが履歴は残ってしまいます。
毎年決算月の翌々月20日頃にご案内させていただいております。
ぜひ早めのご準備をお願いいたします。

よろしく願います



12月は交通量も荷量も多く慌ただしく、事故が多いです。皆で無事故で新年を迎えましょう。

★運送業★ 2022年も残りわずか！！

今年も燃料費の高騰により運送会社にとっては大変な年でした！！世の中全体物価高！！

それに、ロシアによるウクライナ侵攻により、7年ぶりの高値水準になり昨年と比べ約20円も上昇しています。県ごとに燃料高騰対策の支援金がありましたが全然足りません！

トラックの燃費は積載貨物の重量や走行経路によって変わりますがおよそ下記の通りです。

中型車（4トン車） 5～7km/リットル

大型車（10トン車） 3～5km/リットル

運送会社にとっては命となる燃料ですが、トラックの燃費は乗用車と比べものになりません。

台数が多ければ年間で100万円も負担が増える事業者様もあるようです。



燃料サーチャージ

燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度ですね。

令和2年4月に国交省から「標準的な運賃」が定められました。

この「標準的な運賃」では軽油価格を100円/1リットルで算出しており

それを超えた場合には別に収受するように定めています。

定めていますがそんな簡単にもらえないのが現状です。いつの間にか走ったらどんどん赤字が膨らむ運送がないように！物価高の今！何が何でも値上げ交渉！今でしょ！

軽乗用車に黒ナンバー！！ 貨物じゃないのに黒ナンバー

10月から軽乗用車でも黒ナンバー（営業用貨物）にできるようになりました。

軽貨物ではありません。乗用車です。タントやエブリイ、N-BOX等です。確かに、乗用車だけ荷物も積みそうですよね。今後、ますます増えそうです。そうすると物流業界の人手不足はある程度解消されるかもしれませんが、逆に個人事業主が増えて過当競争、低賃金でも仕事を受けるようになり今よりも運賃が下げられるところも出てくるかもしれません。キツイ、安い仕事より、利益率の良い仕事が取れるように事故せず安全第一！社員教育、処遇改善に力を入れましょう。

2023年改正！2024年改正！

2023年には60時間超の時間外労働については5割増、

2024年には年間960時間の時間外労働の上限規制もあります。



上限規制に伴い改善基準告示も改正されます。

国内輸送の92%を担うトラック輸送は最大のピンチ！！

運賃は変わらず、時間は厳しくなり、燃料代は上がるでは不安ばかりですが、他社に負けない自社の強みを生かしていきたいですね！

そのためにもGマーク、働きやすい職場認証制度など他社と差別化するためにも、是非取り組んでみてはいかがでしょうか。今では2台に1台がGマークのトラックです。どう頑張っても働き手は減少します。働きやすい職場認証制度を取って求職者に魅力的な職場をアピール！来年の取得に向けて計画を立てましょう！！

今年は、皆さまへ伺う機会が少なかったです。

来年は、【勉強元年】です。僕に宿題下さい。メッチャやります！

★産廃業★

～ポイント復習！ 2022 年を振り返って～

■ 産廃業行く年 2022 年まとめ

2022 年も産廃業に関連する法令改正やコロナ対応等の情報をお届けして参りました！
今回は、今年お届けし中でも特に重要な法令施行・法改正 2 点について振り返ります。

◆「プラスチック資源循環促進法」の施行

…「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が 2022 年 4 月 1 日に施行されました。対象となるプラスチックを定義し、プラスチック使用製品の設計から廃棄処理に至るまでのサイクル全般で、あらゆる主体でプラスチック資源循環の取組みを促進するための法律。

☆改正の主なポイントとしては下記の 5 点↓

- リサイクルの定義を明示
- 製造業者の環境配慮設計の策定・認定制度の開始
- ワンウェイプラスチックの使用合理化・有料化
- 各市町村の分別回収について再商品化を促す仕組みづくり
- 製造・販売業者等による自主回収の制度化

◆「盛土規制法」の成立

…2021 年 7 月に静岡県熱海市で発生したな土石流災害をうけ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）とし、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を規制します。早ければ 2023 年 5 月に施行予定です。

☆改正の主なポイントとしては下記の 4 点↓

- 盛り土が人家へ被害を及ぼしうる区域を指定し、盛土行為を許可制に。
- 安全基準に沿って盛土工事がされたかを確認
- 土地所有者などの責任の所在を明確化
- 無許可造成・違反の罰則を強化

しばしば問題となってきた建設発生土ヤード等の「一時堆積」についても新たな技術基準が整備されます。さらに、盛土のある土地所有者だけでなく、崩落が発生した原因の行為者にも是正措置を命令できるようにしたほか、無許可造成や是正措置命令に従わなかった個人に対し、最大 1000 万円、法人には最大 3 億円という非常に厳しい水準の罰則を規定しています。

■ 電子申請

今年も大変お世話になりました！

来年もガンバります。よろしく願いたします。

ついに建設業許可の電子申請化が来年始まるようですが、産業廃棄物処理業についてはまだまだそんな兆しはありません。処分業や施設設置許可は施設図面やアセス、能力計算書など内容が複雑なので電子申請は難しいかもしれませんが、収集運搬業は可能なのではないかと思います。申請後の補正をメール対応してくれたり、一部の自治体では車両等の変更届のみ電子申請が可能になっているなど、徐々に動きだしているので、今後の展開を楽しみにしています。



★その他★ 国際業務 2022 年を振り返って

外国人の新規入国制限緩和

昨年から続いていた新型コロナウイルスの水際対策が緩和され、観光を除く外国人の新規入国が 3 月 1 日に再開されました。一時帰国などで入国を待ちわびていた外国人労働者の皆さんがようやく日本に来られるようになり、特定技能労働者数はこの後、**3月～6月で 135%UP** と大幅に増加！期待が数字として表れています。

円安で仕送り減少

せっかく日本で働けるようになって、円安は大きな痛手です。大半の外国人労働者の方が母国へ仕送りをするため日本で一生懸命働いておられます。しかし、日本国内では軒並み値上げ、お給料の大半を生活費にあて、残った分を送金するも額面が減少して仕送りできるのはわずか。他国で働けば仕送りできる額も多くなるとなれば、移りたくもなっちゃいます(;_:)

特定技能労働者

厚労省が発表している 2022 年 6 月末時点（最新）の特定技能在留外国人数は 87,472 人。業種では製造業が 50%超でダントツ 1 位！

気になる建設業は 10%以下とまだまだこれから(*^-^*)

国別ではベトナムが 60%、次いでインドネシア、フィリピンと続きます。

ちなみに都道府県別でみると、やはり製造業の街「**愛知県**」が**1位**。

建設分野でも**全体の 33%の方が愛知県**で働いてくれています。

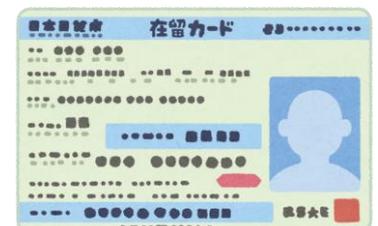


建設分野の特定技能 業務区分再編 8月30日～

建設分野における特定技能はこれまで、建築板金、建築大工、型枠施工、鉄筋施工、とびなど 19 区分に対象が限られていましたが、この区分を大幅に見直し、建設業に係るすべての作業を新区分に分類されました。「**土木**」「**建築**」「**ライフライン・設備**」の 3 区分の大枠に統合、それぞれの区分の中に各専門工事業が位置付けられました。

2023 年 技能実習と特定技能を一本化！？

外国人技能実習制度と特定技能制度の本格的な見直しを検討する有識者会議が設置され、来春に中間報告書、来秋に最終報告書をまとめる方針です。人権侵害との批判が強い技能実習を廃止し、特定技能に一本化するかなどがポイントになりそうです。



2030 年には労働人口が 644 万人不足するといわれています。

外国人労働者の皆さんの力が不可欠です。

選ばれる日本になるためにも、労働環境の整備が課題です。

来年から新人を迎え増員
、迅速な対応でお応えいたします！ よろしく